



札幌市告示第1618号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、  
平成二十三年札幌市告示1029号で指定した特定有害物質によって汚染されている  
区域の全部について指定を解除する。

平成24年（2012年）7月10日

札幌市長 上田 文雄



1 指定を解除する区域の所在地

札幌市中央区北5条西17丁目4番6号の一部

2 特定有害物質

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去